

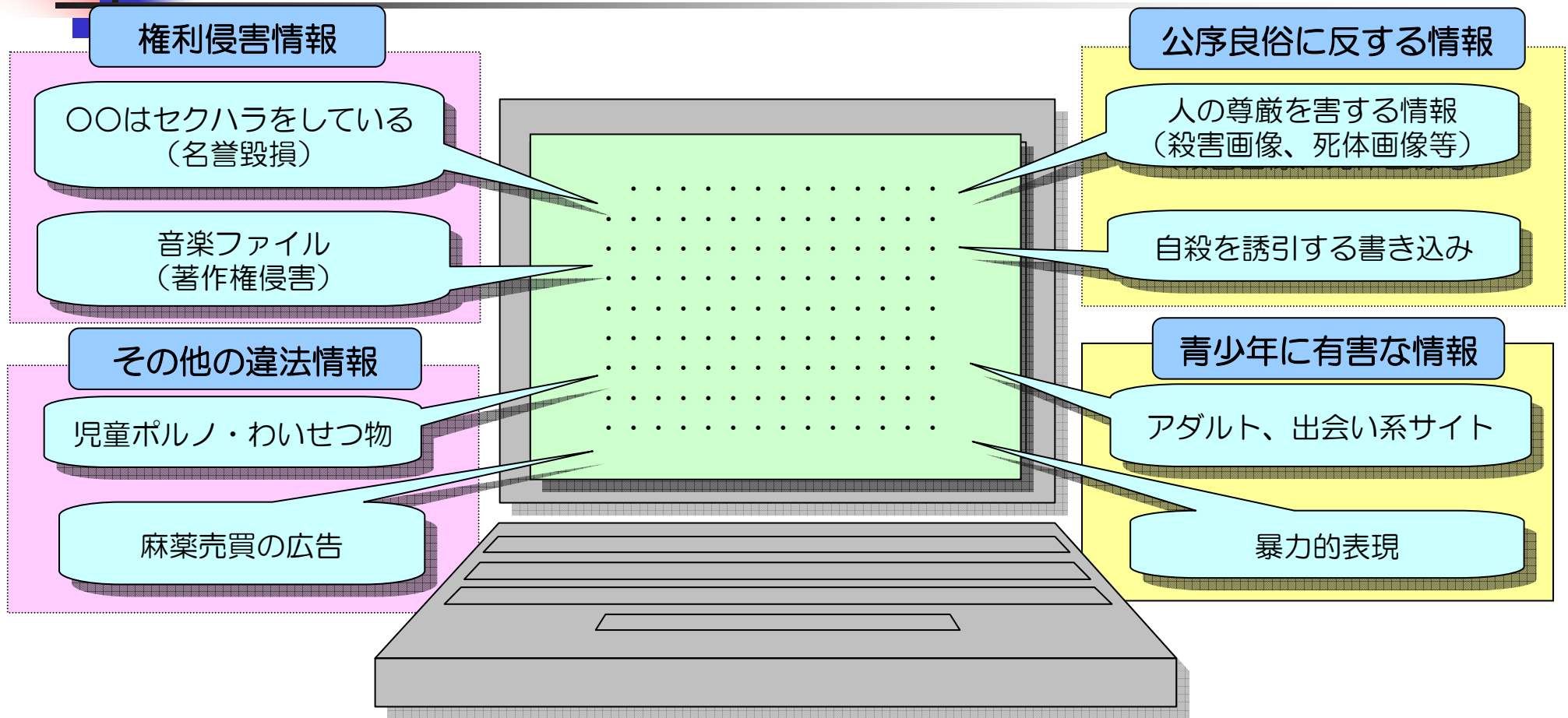
違法・有害情報に関する 業界の取り組みについて

平成19年11月 2日

社団法人テレコムサービス協会 サービス倫理委員長

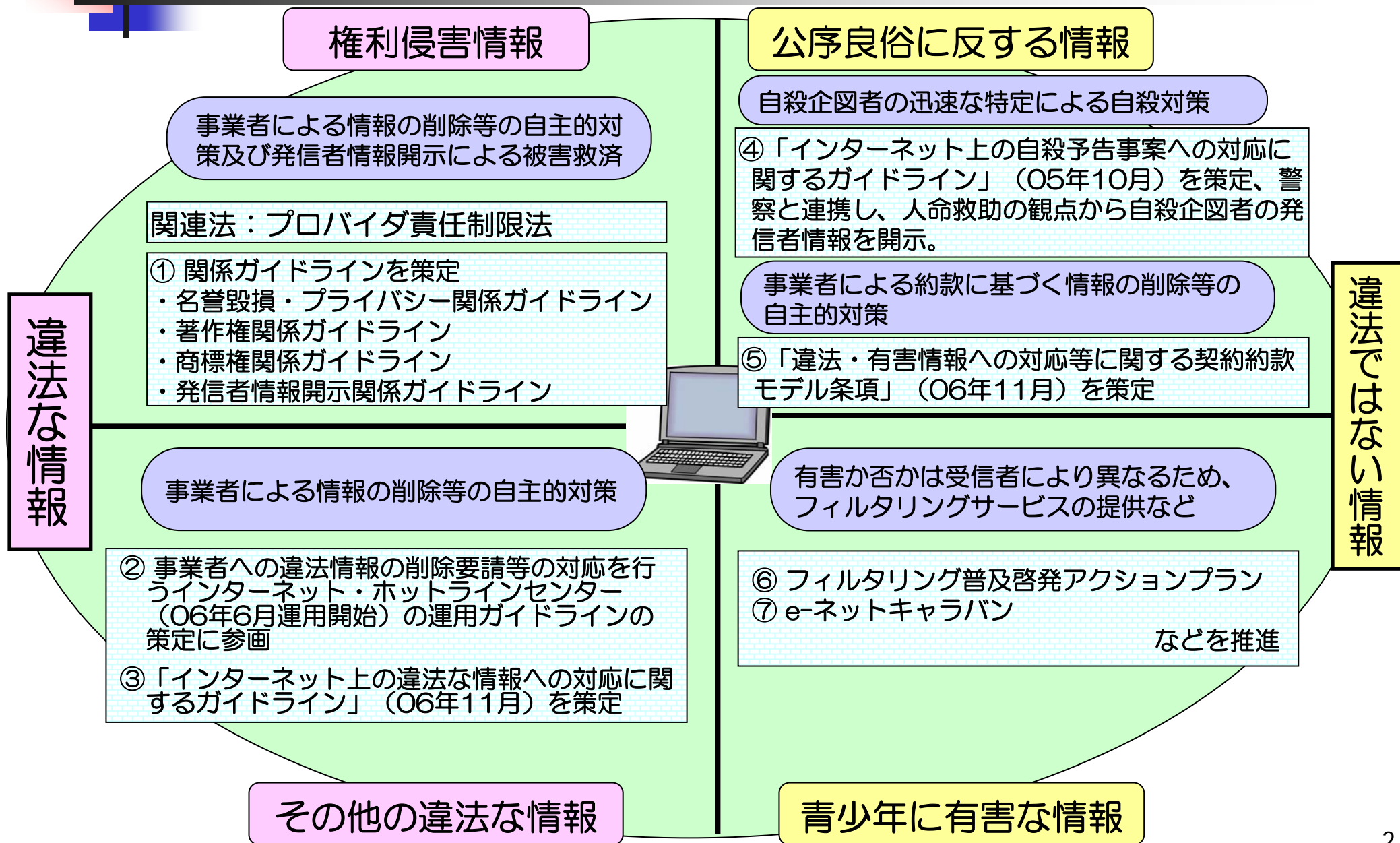
桑子 博行

インターネット上の違法・有害情報



- 権利侵害情報・その他の違法情報 発信者に法的責任あり
- 違法ではない情報 発信者に法的責任なし

インターネット上の違法・有害情報に関する業界の取り組み



①権利侵害情報への取り組み

プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会

電気通信事業者団体等	著作権関係団体	商標権関係団体等	その他の団体	アドバイザー・オブザーバ
テレコムサービス協会 電気通信事業者協会 日本インターネット プロバイダー協会 Yahoo株式会社 株式会社ディー・エヌ・エー 楽天株式会社	コンピューター ソフトウェア著作権協会 日本映画製作者協会 日本映画製作者連盟 日本映像ソフト協会 日本音楽著作権協会 日本放送協会 日本民間放送連盟 日本レコード協会	日本商標協会 日本知的財産協会 ユニオン・デ・ ファブリカン	インターネット協会 デジタルコンテンツ協会 日本知的財産協会 東京都地域婦人団体連盟	学識経験者 / 弁護士 / 弁理士 総務省 文化庁 特許庁

主な成果

(いずれも <http://www.telesa.or.jp/consortium/provider/index.htm> を参照)

2002年 5月24日

「プロバイダ責任制限法 著作権関係ガイドライン」 公表
 「プロバイダ責任制限法 名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」 公表

2004年10月 6日

「プロバイダ責任制限法 名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」 一部改訂

2005年 7月21日

「プロバイダ責任制限法 商標権関係ガイドライン」 公表

2007年 2月26日

「プロバイダ責任制限法 発信者情報開示関係ガイドライン」 公表

②インターネットホットラインセンター



	区分		処理内容
違法情報	インターネット上の流通が法令に違反する情報		プロバイダや電子掲示板の管理者等に対して削除を依頼
有害情報	①	違法行為を直接的かつ明示的に請負、仲介、誘引等する情報	プロバイダや電子掲示板に管理者等に対して契約約款等に基づく削除等の措置を依頼
	②	違法情報該当性が明らかであると判断することは困難であるが、その疑いが相当程度認められる情報	
	③	人を自殺に誘引・勧誘する情報	

③その他の違法な情報への取り組み

インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン

I ガイドラインの目的及び範囲

II 電子掲示板の管理者等による違法な情報への対応

第1 違法性の判断に関する考え方

- 1 わいせつ関連法規
- 2 薬物関連法規
- 3 振り込め詐欺関連法規
- 4 その他の法規

第2 送信防止措置等の対応

電子掲示板の管理者等
自らが違法性を判断



送信防止措置等の対応

III 第三者機関による違法性の判断を経て行う違法な情報への対応

第1 警察機関からの送信防止措置依頼を受けて行う対応

第2 インターネット・ホットラインセンターからの送信防止措置依頼を受けて行う対応

IV 書式

第1 警察機関からの送信防止措置依頼

第2 ホットラインセンターからの送信防止措置依頼

④自殺サイトへの対応

「インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドライン」について

インターネット上の電子掲示板において、自殺の決行をほのめかす書き込みや他人に対して集団自殺を呼びかける書き込みが急増

【問題点】

- 令状がない限り、通信の秘密の開示が許されないという誤解
- プロバイダ等による「緊急避難の判断」が困難
- 警察本部、警察署ごとに照会文書の書式、記載内容等が不統一

⇒電気通信事業者4団体に総務省及び警察庁が協力してガイドラインを策定し、平成17年10月5日から運用開始

【ガイドラインの概要】 http://www.telesa.or.jp/consortium/other/guideline_suicide_051005.pdf

- ★緊急避難の場合には、令状がなくても情報開示が許されることを明記
- ★プロバイダ等による「緊急避難の判断」について、基準等を掲載
- ★警察本部等からの照会手続きの整備（書式・内容の統一等）

⇒適切かつ迅速な対応が促進

⑤公序良俗に反する情報等への取り組み

違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項

本モデル条項は、電子掲示板の管理者やインターネットサービスプロバイダ等が自らの提供するサービスの内容に応じて、自らが必要とする範囲内で契約約款に採用していただくことを目的としています。

第1条（禁止事項）

契約者は、本サービスを利用して、次の行為を行なわないものとします。

- (1) 当社もしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (2) 他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (3) 他者を不当に差別もしくは誹謗中傷し、他者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
- (4) 詐欺、規制薬物の濫用、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為
- (5) わいせつ、児童ポルノもしくは・・・
：
- (17) その他、公序良俗に違反し、または他者の権利を侵害すると当社が判断した行為

第2条（契約者の関係者による利用）

第3条（情報等の削除等）

第4条（利用の停止）

第5条（当社からの解約）

第6条（関連法令の遵守）

⑥青少年に有害な情報への取り組み

「フィルタリング普及啓発アクションプラン」

1. アクションプランの構成

- 平成19年6月1日、フィルタリングに関係する4業界（携帯電話・PHS事業者、ISP、パソコン及びフィルタリングソフトメーカー）が共同で公表。
- 総論及び業界ごとの各論（携帯電話・PHS事業者編、ISP編、パソコン編、フィルタリングソフトメーカー編）から成り、フィルタリングの一層の普及を図ることを目的。

2. アクションプラン総論

- 4業界を代表する6団体（※）が取りまとめ、公表。
 - ※「社団法人電気通信事業者協会」、「社団法人テレコムサービス協会」、「社団法人日本インターネットプロバイダー協会」、「社団法人日本ケーブルテレビ連盟」、「社団法人電子情報技術産業協会」及び「財団法人インターネット協会」の6団体
- 主な内容は以下のとおり。
 - ・昨年度に引き続きフィルタリングの認知率を2008年3月までに70%以上に高めることにより、フィルタリング製品の利用率を高めることを目標。
 - ・各事業者の自社ホームページ上にフィルタリング紹介や利用方法を説明するページを設け広報・広告活動に努める。
 - ・業界としてのフィルタリング普及促進活動として強化月間を設定する。
 - ・情報リテラシー教育の推進
 - ・フィルタリングサービスの提供・改善。

⑦e-ネットキャラバンの概要

子どもたちのインターネットの安全な利用のため、インターネットの「影」の部分についての保護者・教職員向けの講座を、通信業界と総務省が協力して開催。通信業界は、無償で職員を講師に派遣する等、各企業のCSR（Corporate Social Responsibility）活動として参画。また、実施にあたっては、文部科学省とも連携



- (1) 対象者 保護者・教職員。要望があれば児童・生徒も対象。
- (2) 講師 通信事業者等民間企業（185社）、公益法人（10団体）、総務省から、約900名。
- (3) 講演内容 インターネットを通じた犯罪に関する情報や、迷惑メール、架空請求詐欺等の実態や対処方法等。
- (4) 実施期間 平成18年4月から3年間。
平成17年11月は関東・東海で試行、平成18年から全国規模で実施。
平成19年度は10月5日現在で730件の申込み。
- (5) 目標 全国で年間1,000講座。



<http://www.fmmc.or.jp/e-netcaravan/>